

II 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組1 「いのちの授業」の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」などを活用した教員研修や、実践事例の収集等を実施した。あわせて、家庭・地域向け「かながわ『いのちの授業』ハンドブック概要版リーフレット」を増刷・配布するなど、家庭や地域における「いのちの授業」を推進した。 第10回「いのちの授業」大賞の作文募集において、「いのち」について考えたことが記述された作文が11,822編（前年度比+1,292編）応募された。また、表彰式を実施し、オンライン配信した。あわせて、「かながわ『いのちの授業』大賞10周年記念誌」を作成し、配付した。 小・中学校合わせて4校を「いのちの授業実践研究校」に位置付け、学校全体で「いのち」を大切にすることを育む取組を推進した。 高校生向け教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を、各県立学校の授業や講話等で活用し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。 各県立学校では、校長講話等を通して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について伝えるなど、児童・生徒が憲章に触れる取組を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 表彰式の県民への周知等、児童・生徒が、いのちの重さ（平和や防災等）について考え、議論する「いのちの授業」の家庭・地域に向けた更なる普及啓発が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ『いのちの授業』大賞10周年記念誌」を初任者研修会等において研修資料として活用し、「いのちの授業」の更なる普及啓発を図っていくとともに、いのちの重さ（平和や防災等）をテーマにした実践事例を収集・発信していく。

【令和4年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認定こども園	91	<ul style="list-style-type: none"> 健康「防災教室『様々な災害から命を守る行動』」 人間関係「友だちの頑張る姿を応援する気持ちをもつ」
小学校	885	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「自分が生きているということについて考え、命を大切にしようとする心情を育てる。」 生活「植物を育てて収穫し、大地の恵みに感謝して味わおう」
中学校	445	<ul style="list-style-type: none"> 道徳「命の大切さ『がんとともに生きる』」 総合的な学習の時間「性感染症としてのエイズの理解と予防」
高等学校及び中等教育学校	342	<ul style="list-style-type: none"> 地歴・公民・社会「太平洋戦争から『いのち』の尊さについて考える」 保健体育「応急手当の意義とその基本（心肺蘇生法）」
特別支援学校	66	<ul style="list-style-type: none"> 特別活動「食育『いのちをおいしくいただいてありがとう』」 生活・生活単元「防災教育『自然災害からいのちを守る』」
計	1,829	

1 いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議 ² 」を中心とした取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、同推進会議の設置以降、これまでの10年間の取組を踏まえ、今後に向けて、同推進会議の設置目的等の再確認や、取組の在り方についての協議を行った。 県PTA協議会と共に、県内すべての子どもや学校、教員の更なる元気につなげていくために、「学校と一緒にやってみたいこと」について協議を行った。 横須賀市教育委員会と連携し、すべての児童・生徒が安心して通いたくなる「魅力ある学校づくり」の調査研究に取り組み、その成果を全県に周知した。 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報活動を30回実施した。 地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表等を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての子どもや学校、教員の更なる元気につなげていくために、「元気な学校づくり」に向けた「対話」を県内の多くの地域に広め、本会議での協議の内容等を一層周知していくことが課題である。 「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」において、公立小・中学校のいじめは、令和2年度に認知した件数より7,686件増加、暴力行為は417件増加、更に不登校は2,389人増加していることが課題である。 一人ひとりの活躍の場や役割をつくる「居場所づくり」と、豊かな人間関係づくりを後押しする取組を行う「絆づくり」を柱とした「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組を広く全県に普及していくことが課題である。 各学校や地域において、魅力ある学校づくりについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民、市町村教育委員会が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「元気な学校ネットワーク」の理念や推進会議における協議の内容等を、引き続き、執行事業や学校訪問を通して周知し、県内すべての子どもや学校、教員の元気につながるよう取り組んでいく。 子どもたちの声を受け止め、児童・生徒と教職員が対話を重ね、魅力ある学校を共にめざしていく「魅力ある学校づくり」の取組の効果について、引き続き、全県指導主事会議等で共有し、子どもたちの声を教育活動の改善に生かす取組の普及を図っていく。 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を引き続き実施するとともに、PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、地域フォーラム等で児童・生徒・保護者・地域の方等の対話を取り入れるなど、取組の実施方法を継続して検討していく。
取組2 小・中学校の道徳教育の一環としての取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがいじめについて考える、いじめ防止に向けた道徳科の指導資料「かながわ『いのちの授業』指導資料 いじめについて考える」を配付し、いじめの傍観者ではなく、いじめを止める仲裁者の大切さを考えさせる指導の促進に取り組んだ。 ソフトバンク株式会社及び県共生推進本部室と連携して、人型ロボット「Pepper」を活用した教育コンテンツを制作、各地区の小中学校において道徳授業を実施し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を図った。

² かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト（魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働）の推進に対して提言・指導・助言を行う。

課 題	・ 児童・生徒が、現実の困難な問題に主体的に対処する力を身に付けるため、効果的な道徳科の授業の工夫、各学校の好事例の周知など、道徳教育の推進が課題である。
今後の対応方向	・ 各地区で行われる道徳教育の推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を対象とした研修会等において、「かながわ『いのちの授業』指導資料 いじめについて考える」を活用していく。あわせて、各教育委員会等が開発した優れた教材や各学校等で取り組まれている授業実践の好事例などを収集し、周知することで、いじめ・偏見・差別等を未然に防ぐ道徳教育の普及を図っていく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組1 スクールカウンセラー³の配置・活用	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小・中学校ではスクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校（中学校区⁴の小学校にも対応）に配置した。 ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、96名を拠点校（スクールカウンセラー1名を1つの学校に配置し、併せて他の学校を対象校として担当するもの）に配置した。 ・ スクールカウンセラーの資質向上のため、スクールカウンセラースーパーバイザー⁵（1名）を教育局に、スクールカウンセラーアドバイザー⁶（5名）を横須賀市と4教育事務所に配置した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもが抱える困難は一層複雑化、深刻化しており、課題や困難を抱えていながら、自ら声を上げない、相談できない子どもを学校が把握し、適切な支援につなげるための教育相談体制の強化が課題である。 ・ 個別のカウンセリングに加え、問題行動や不登校等の未然防止に向け、スクールカウンセラーの知見を更に活用していくこと、特に、スクールカウンセラーの派遣回数が少ない小学校での活用が課題である。 ・ コロナ禍で顕在化した子どもたちが抱える困難への対応、虐待・貧困等への効果的な関わり方等について、スクールカウンセラーの更なる資質向上を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題や困難を抱える子どもを早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を新たに実施していく。 ・ 公立小・中学校では、スクールカウンセラーが週2回勤務する重点配置校を24校から90校に拡大し、県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーをすべての学校に週1日配置し、教育相談体制の強化を図っていく。 ・ 引き続き、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザーの巡回相談等を実施するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会等において、緊急対応や教職員への問題解決のための指導・助言に特化した内容の研修を実施していく。

³ **スクールカウンセラー**

臨床心理士や公認心理師等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

⁴ **中学校区**

中学校の通学区域であり、1つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するもの。

⁵ **スクールカウンセラースーパーバイザー**

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

⁶ **スクールカウンセラーアドバイザー**

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

取組2 スクールソーシャルワーカー⁷の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応するスクールソーシャルワーカーを、令和3年度より2名増員し50名を教育事務所に配置した。また、県立高等学校には30名を拠点校（スクールソーシャルワーカー1名を1つの学校に配置し、併せて他の学校を対象校として担当するもの）に配置した。 スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー⁸（2名）を教育局に配置した。 ヤングケアラーや外国につながるのある児童・生徒への効果的な支援について事例収集し、スクールソーシャルワーカー等連絡協議会等において情報提供し、支援の充実を図った。 県と市町村の連携・協働による支援システム構築に向け、教育事務所とスクールソーシャルワーカーの配置活用計画を再検討し、効果的な配置を進めた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもが抱える困難は一層複雑化、深刻化しており、課題や困難を抱えていながら、自ら声を上げない、相談できない子どもを学校が把握し、適切な支援につなげるための教育相談体制の強化が課題である。 家庭環境など、学校だけでは解決困難な子どもたちが抱える困難に適切に対応していくためにも、福祉などの関係機関との更なる連携が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 課題や困難を抱える子どもを早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を新たに実施していく。 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に引き続き50名配置するとともに、新たにスクールソーシャルワーカーアドバイザー⁹を4名配置し、各学校の教育相談体制の充実を図っていく。 県立高等学校及び県立中等教育学校に対応するスクールソーシャルワーカーを週1日配置し、教育相談体制の強化を図っていく。 ヤングケアラーや子どもの貧困など、コロナ禍で顕在化した子どもたちが抱える困難への理解促進や効果的な対応を行うため、福祉部局と更なる連携を図っていく。
取組3 不登校の児童・生徒への支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 国立教育政策研究所及び横須賀市教育委員会と連携して「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組を進め、事例を更に収集するとともに、その取組の成果をまとめたリーフレットを活用し、全県に周知した。 不登校の捉え方などをまとめた保護者向けリーフレットを不登校相談会で配付するなど、市町村教育委員会及び各小・中学校や教育支援センター¹⁰等を通じて、保護者へ周知を図った。 教育支援センター向けの「手引き」について、国の動向を注視しながら、内容の見直しを図った。 「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催で、児童・生徒、保護者

7 スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

8 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

9 スクールソーシャルワーカーアドバイザー

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、教育事務所管内スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

10 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

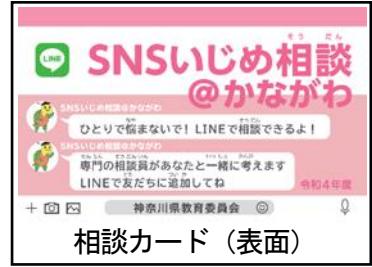
	<p>等を対象にした不登校相談会・進路情報説明会を9回開催し、延べ1,068名が来場した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校支援においてノウハウのあるフリースクール等と連携して、不登校児童・生徒の居場所づくりを進め、取組事例を収集し、その成果を全県に周知した。 ・ ICTを活用した不登校への支援等について各地区の実践事例を収集し、市町村教育委員会に周知するとともに、教育支援センター専任の教員を対象とした連絡協議会を開催した。 ・ 不登校の高校生の社会的自立を促すために、県立総合教育センターの来所相談者を対象に学習支援を含めた支援を行う高校生版「教育支援センター」としての「K-room」を38日開室し、60人の利用があった。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の未然防止に向け、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりの取組を全県に広めていくことが課題である。 ・ 学校外での学びの場について、より多くの保護者に周知をしていくことと併せて、積極的に「出席扱い」としていくことについて、学校の理解・普及が課題である。 ・ 市町村教育委員会が主体となってサポート体制を組み、市町村単位で、組織的・計画的にICTを活用した不登校支援を推進していくことが課題である。 ・ 県立総合教育センターにおける「K-room」での取組の成果を、各高校における不登校生徒等への支援に生かすことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりの取組を進め、事例を更に収集するとともに、アンケートの活用について周知し、課題や困難を抱える子どもを早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談などにより医療・福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を新たに実施していく。 ・ 学校外での学びの重要性を広く周知・啓発し、「出席扱い」の積極的な運用を促進していく。 ・ 不登校の児童・生徒への支援として、引き続き、ICT活用の先行事例等を情報共有し、本県の不登校支援に対して期待される効果や、組織的な取組の重要性について検討・協議していく。 ・ 県立総合教育センターにおける「K-room」での取組の成果を分析し、各高校における不登校生徒等への支援に生かすための要点をまとめ、県立学校教育相談コーディネーター会議等で発信していく。
取組4 中学校夜間学級¹¹の円滑な運営	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村教育委員会の主管課長による「教育機会の確保に関する連絡協議会」を3回開催し、中学校夜間学級や不登校特例校等に関する情報を共有するとともに、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保について協議した。 ・ 「相模原市立夜間中学広域連携協議会」を5回開催し、相模原市教育委員会、関係市町村教育委員会及び中学校夜間学級の当分の間の設置場所となる、県立神奈川総合産業高等学校との協議を継続的に行った。また、自主夜間中学に携わる方々からの、様々な実践から得られた知見や効果的な指導のポイントについての講演を踏まえ、学校における指導の在り方について協議した。 ・ このような取組により、相模原市が設置する中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村は15市町となった。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村を15市町から更に拡大していくことが課題である。 ・ 令和6年度の入学希望者確保に向けて、中学校夜間学級での学びを必要とする

¹¹ 中学校夜間学級

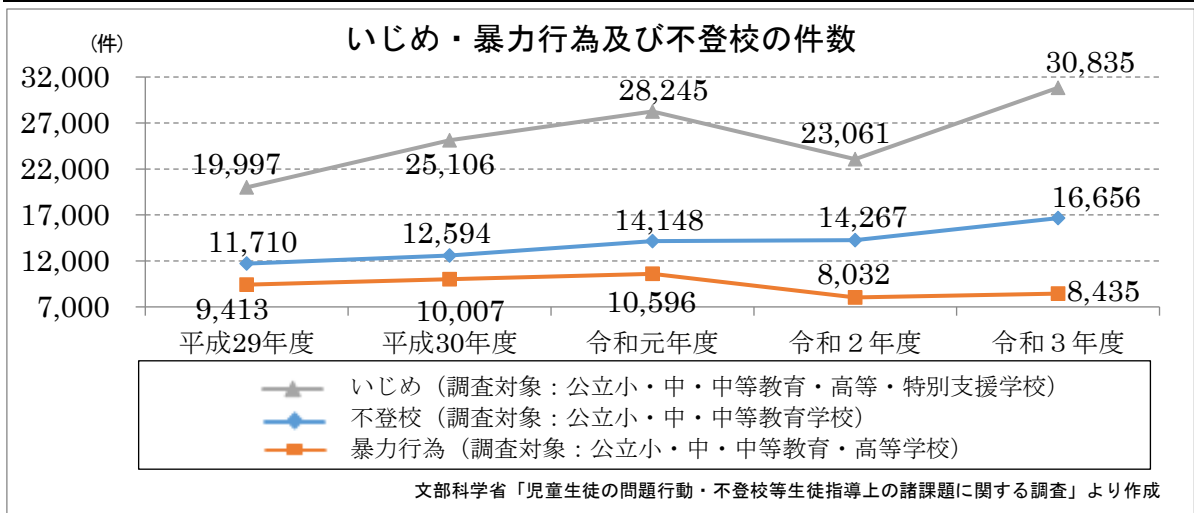
様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

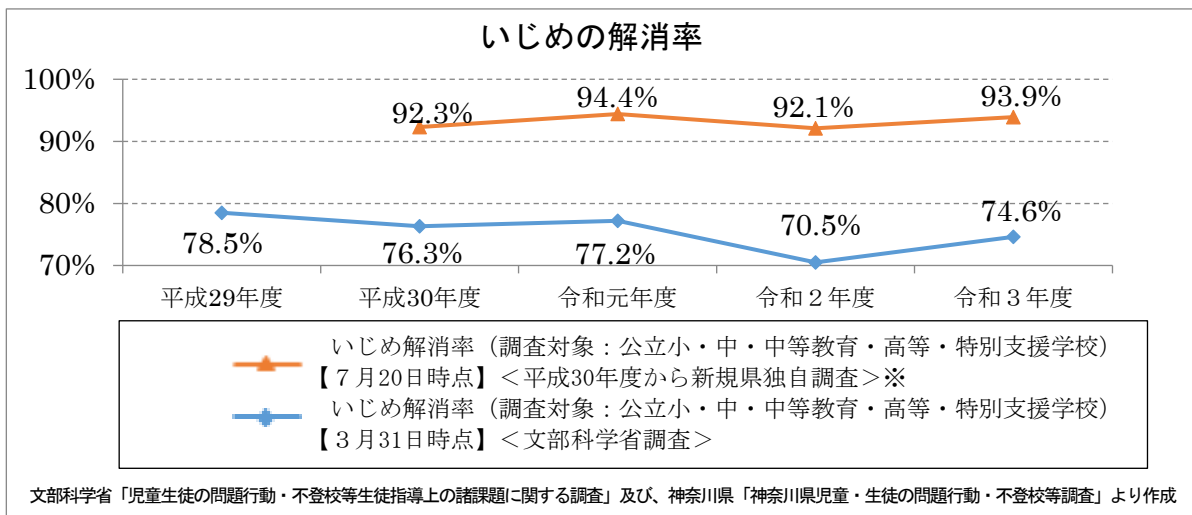
	<p>方に情報が届くよう、効果的な広報を検討していくことが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な理由から中学校夜間学級に通うことができない方もいると考えられることから、義務教育段階での多様な「学びの場」の確保について、検討していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 中学校夜間学級の広域的なしくみに参加する市町村の拡大に向け、引き続き、市町村教育委員会指導事務主幹課長会議等の場で参加を促していく。 令和6年度の入学希望者確保のための効果的な広報の在り方について、「相模原市立夜間中学広域連携協議会」の場で、相模原市教育委員会及び関係市町村教育委員会と検討・協議していく。 市町村教育委員会を対象とした「教育機会の確保に関する連絡協議会」の検討部会として新たに設置した、「県教育委員会と自主夜間中学との意見交換会」を定期的に開催し、自主夜間中学との連携を強化することで、多様な「学びの場」の確保に努めていく。
取組5 「学校緊急支援チーム」の派遣	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒及び教職員の死亡などの重大な事案が発生した際に、学校への指導・助言や、児童・生徒、保護者及び教職員の心のケアなどの支援を行うため、県教育委員会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を19回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施した。 スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」を開催し、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に対応可能な臨床心理士を速やかに確保することが課題である。 学校緊急支援チーム構成員の更なるスキルアップを図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 事案発生後、速やかに学校緊急支援チーム構成員の臨床心理士を派遣できるよう、引き続き、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努めていく。 スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、引き続き、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図っていく。
取組6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 研修を受講した教育相談コーディネーターが、各学校において教育相談体制の充実に向け、ソーシャルワークに関する知識やスキルの向上を図るための取組を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくため、地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員の、ソーシャルワークのスキルをより高めていくことが課題である。 研修を受講した教育相談コーディネーターによる、校内の教育相談体制の更なる充実及びスクールソーシャルワーカーとの協働による学校間の情報共有体制の構築が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村教育委員会（政令市を除く）と連携し、研修の受講対象に教育支援センター専任の教員を加えるとともに、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていくことで、教育相談コーディネーター等のソーシャルワークのスキルを高め、より効果的に児童・生徒の支援ができるようにしていく。 引き続き、地区内の教育相談コーディネーターとスクールソーシャルワーカーが連携して、教育相談コーディネーター会議等の内容の充実を図ることで、校内支援体制を確立できるようにしていく。

取組7 教育相談事業の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 不登校やいじめといった学校生活に関する悩みや困り、子育てや養育といった家庭生活に関する悩みや困り等に対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談3,577件（前年度比-1,431件）、専用回線による電話相談5,891件（前年度比+1,110件）、電子メールによる相談262件（前年度比+92件）を実施した。 県内すべての中高生約44万人を対象に、無料通信アプリ「LINE」を活用した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和4年5月9日から令和5年3月17日までの間で計144日実施した。なお、受付時間は18時から21時まで、月水金の週3日実施し、長期休業明けには相談を毎日受け付ける期間を設定した結果、1,134件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」が85.8%、「また相談したい」が87.8%とする肯定的な評価が約9割であった。 多様な児童・生徒の相談に対して適切に対応していくため、専門性を高める研修やケース会議等を通して相談員のスキル向上を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの様々な悩みに応えるために、引き続き、多様な相談窓口を用意し、相談に応じることが課題である。 児童・生徒の命に関わる相談に対しては、緊急性を要することから、特に相談員の高い専門性が求められるため、引き続き適切な対応ができるスキルをより高めていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「SNSいじめ相談@かながわ」では、中高生がより安心して様々な悩みを打ち明けられるよう「中高生SNS相談@かながわ」に名称変更する。中高生が憂鬱になりがちな4月上旬（4/3～4/7）、5月の連休明け（5/8～5/12）、夏休み明け（8/21～9/2）、冬休み明け（1/6～1/10）の期間は毎日相談を実施する。 児童・生徒の命に関わる緊急性を要する相談等、多様なニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して、引き続き、相談員のスキル向上を図っていく。
取組8 いじめ防止の研修の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策推進法」及び「神奈川県いじめ防止基本方針」に対する教職員の理解をより深めるため、生徒指導担当者会議等で情報提供を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、いじめに対する教職員の共通理解を深めていくこと、また、いじめに対する組織的な対応力を高めていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各種会議においていじめに関する情報提供を行うとともに、各学校におけるいじめ防止の研修の充実を図ることにより、引き続き、いじめに対する教職員の理解を深め、各学校でいじめの早期発見、組織的な対応ができるようにしていく。



相談カード（表面）





※ 当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組1 インクルーシブ教育実践推進校 ¹² の取組	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 指定した14校での特別募集の実施により知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するとともに、リソースルーム¹³等の整備により、入学した生徒が安心して学校生活を送り、必要な場合、個に応じた指導等を受ける環境が整えられた。 14校で構成する実践推進校連絡協議会を年8回開催し、学習指導、進路指導等の各校の取組の成果と課題を共有した。 できるだけ多くの生徒が高校で学ぶ機会を拡大するため、実践推進校の特別募集の志願資格を見直し、通学地域を撤廃した。 令和4年10月、県立学校長が構成員である「県立学校におけるインクルーシブ教育推進会議」を開催し、県立高校2校と県立特別支援学校1校の取組事例の発表を通じて、県立学校におけるインクルーシブな学校づくりの推進を図った。 令和4年11月に「インクルーシブ教育推進フォーラム」を開催し、実践推進校を始めとする県立学校における具体的な取組事例の紹介やディスカッション等により、インクルーシブ教育の推進への県民の理解・啓発を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 実践推進校で、すべての生徒が共に学び安心して学校生活を送れるよう、多様で柔軟な指導・支援の一層の充実を図ることが課題である。 進路先として実践推進校が積極的に活用されるような働きかけをより強化していくことが課題である。 すべての生徒が多様性を尊重され、学びを保障されるインクルーシブな学校づくりを全県立学校で推進することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 実践推進校で構成する連絡協議会で情報共有した各学校の研究・実践による取組の成果を踏まえ、引き続き、各学校が、自校の特色に合わせたインクルーシブ

¹² インクルーシブ教育実践推進校

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、すべての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組を実践している。令和元年度に、県立高校11校を指定し、令和5年度に新たに4校を指定し、合わせて18校となった。

¹³ リソースルーム

知的障がいのある生徒が、できるだけホームルーム教室等で共に学びながら、キャリア教育などで小集団による指導を受けるほか、生徒の必要に応じて個別指導を受けることができるようにするためのホームルームとは別の教室。

	<p>な学校づくりの推進に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に新たに指定された4校での令和6年度からの実施に向けた体制の整備と適切な特別募集の実施の支援に取り組んでいく。 例えば、公立中学校を対象とした進路相談連絡会における説明内容の改善を図るなど、各実践推進校の特色や取組に関する情報が中学校、中学生、保護者に確実に提供されるような方法を工夫し、実践していく。 「県立学校におけるインクルーシブ教育推進会議」において、引き続き、本県のインクルーシブ教育推進の考え方や実践事例を共有し、インクルーシブな学校づくりの促進を図っていく。 引き続き、県立学校での具体的な取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」や主催会議の開催、研修会・説明会を活用した周知を図っていく。
<p>取組2 インクルーシブ教育校内支援体制整備事業の取組、「みんなの教室」の理念¹⁴の普及</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなの教室」の理念の普及のため、教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する目的で非常勤講師を公立小学校（政令市を除く30市町村の30校）に配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備した。 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や全県指導主事会議を通じて、市町村教育委員会と情報共有した。 令和4年8月に「インクルーシブ教育推進フォーラム」を開催し、市町教育委員会や学校現場における具体的な取組事例の紹介やパネルディスカッション等により、インクルーシブ教育の推進への県民の理解・啓発を図った。 各小・中学校、市町村教育委員会、PTA等の要望に応じて、インクルーシブ教育の推進に係る研修会や学習会の講師として県教育委員会の指導主事を76回派遣した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県内の各学校が、それぞれの状況に合わせて主体的にインクルーシブな学校づくりを進められるよう、指定校での取組内容や成果について、全県に更に普及を図るための情報発信を継続することが課題である。 各市町村におけるインクルーシブ教育の推進が図られるよう、それぞれの状況に応じた連携・協働が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村立学校等での具体的な取組事例の紹介を中心とした「インクルーシブ教育推進フォーラム」や主催会議の開催、研修会・説明会を活用した周知を図っていく。 指定（30市町村30小学校）を継続するとともに、引き続き、各市町村におけるインクルーシブ教育推進の方向性を踏まえて、それぞれの状況に応じた総合的な支援・連携を行っていく。
<p>取組3 県立高校の通級指導¹⁵ 導入校の取組</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいによる学習上・生活上の困難の克服のため、県立高校4校で通級による指導（自校通級）を実施し、対象生徒の学習上・生活上の困難の把握や個別の指導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行った。（利用生徒数71人（相談支援34名含む）） 県立横浜修悠館高等学校において、県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を実施した。（利用生徒数3人） 県立総合教育センターにおいて、「通級指導教室新担当教員研修講座」を実施

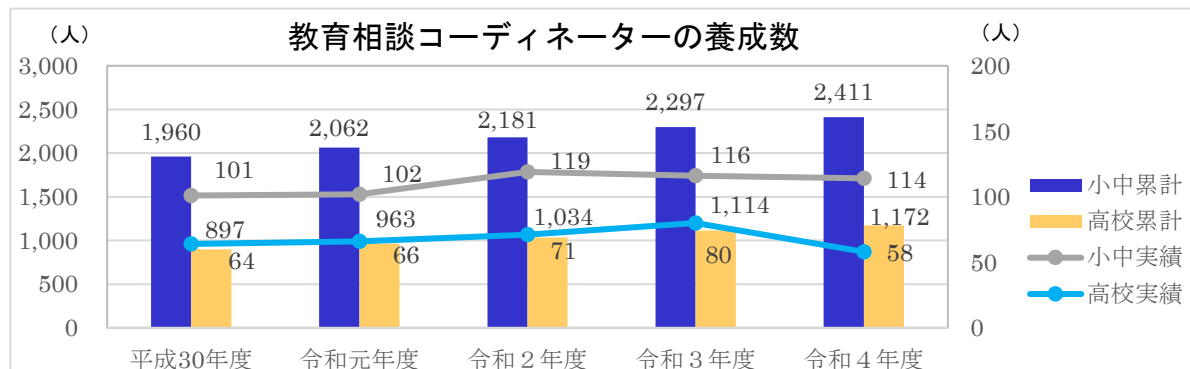
¹⁴ 「みんなの教室」の理念

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びかわり合いを深めながら、必要に応じて適切な指導を受けられるよう、すべての教職員で「多様で柔軟な支援体制」を整備しようとする考え方。

¹⁵ 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。

	し、校内支援体制の構築及び指導方法の工夫・改善について共有し、指導力向上を図った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも、生徒がより一層安心かつ集中して授業に臨めるよう指導していくことが課題である。 通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げられるよう、各学校に取組を周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 通級による指導以外でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校において、引き続き、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。 県立横浜修悠館高等学校で実施している他校通級について、ほかの県立高校等へ引き続き周知を図っていく。
取組4 教育相談コーディネーターの養成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が抱える様々な問題への適切な支援と校内教育相談体制の充実をめざし、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため、「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーターについては、学校のニーズが依然として高く、その資質と実践的な能力を養成していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの教育的ニーズについて共通理解を図り、校内や家庭で児童・生徒が抱える様々な問題への適切な支援の方法と校内教育相談体制が充実できるよう講座内容のより一層の充実を図っていく。



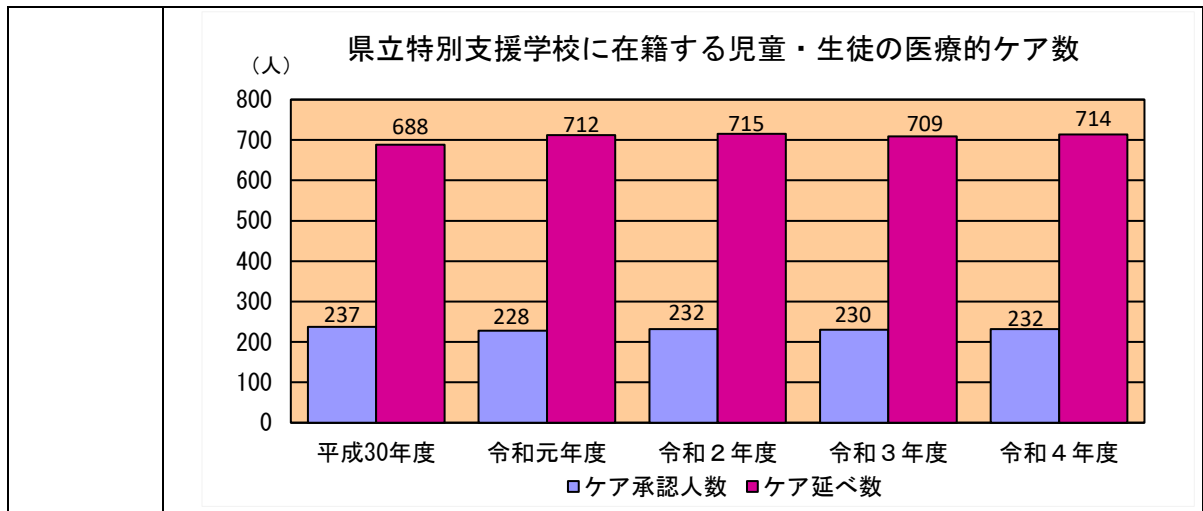
② 専門的な指導や支援の充実

取組1 県立特別支援学校生徒の就労支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 社会自立支援員を活用し、卒業生等へのアフターフォローなど生徒等のニーズに合わせて支援を行ったほか、生徒の実習先及び就労先協力企業として、486事業所を新規開拓した。 社会自立支援員連絡会議において、新規実習協力事業所等の情報を取りまとめ、全県立特別支援学校間で共有した。 障がい者雇用や現場実習などを検討している企業等の参考となる情報を、県ホームページで周知した。 清掃技能検定を開催し、延べ495名の生徒が受検した。(検定種目：タオル160名、自在ぼうき195名、モップ35名、スクイジー7名、ダスタークロス77名、真空掃除機6名、総合種目15名) 清掃技能検定に係る審査員養成研修を2回開催し、一人あたり2種目を受講した結果、延べ312名の教員が受講した。(検定種目：タオル80名、自在ぼうき79名、モップ55名、スクイジー24名、ダスタークロス47名、真空掃除機11名、総合



清掃技能検定の様子

	<p>種目16名)</p> <div style="text-align: center;"> <h3>清掃技能検定受検者数及び受検校数</h3> <p>■ 受検者 (人) ■ 受検校 (校) ※分教室を1校としてカウント</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受検者 (人)</th> <th>受検校 (校)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>641</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>564</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>216</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>396</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>495</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	受検者 (人)	受検校 (校)	平成30年度	641	35	令和元年度	564	36	令和2年度	216	15	令和3年度	396	26	令和4年度	495	48
年度	受検者 (人)	受検校 (校)																	
平成30年度	641	35																	
令和元年度	564	36																	
令和2年度	216	15																	
令和3年度	396	26																	
令和4年度	495	48																	
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で共有した新規実習協力事業所等の情報について、より効果的な活用方法を検討することが課題である。 県ホームページで周知した参考情報について、より多くの企業等に活用してもらえるよう、より効果的な内容にしていくことが課題である。 清掃技能検定事業の取組について、障がい者理解を促進し、卒業後の生徒の就労につなげられるような、企業等への周知を検討することが課題である。 清掃技能検定を各学校で実施する場合、審査員数の確保に課題がある。 																		
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会自立支援員が開拓した、新規実習協力事業所等の情報を効果的に活用するため、引き続き、社会自立支援員連絡会議等で、各学校での効果的な活用の方法を検討し、実施していく。 県ホームページで周知した参考情報について、引き続き、企業や社会自立支援員等の意見を参考にしながら内容の改善を図っていく。 引き続き、清掃技能検定について県ホームページ等で周知し、企業等に視察を依頼するなどにより、企業等の障がい者理解を促進し、卒業後の生徒の就労につなげていく。 清掃技能検定に係る審査員養成研修において、受講可能人数を増やし、検定の審査ができる教員の確保を引き続き図っていく。 																		
<p>取組2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実</p>																			
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、看護師の適正配置や医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援など、医療的ケアの充実に向けた施策の取組を進めた。 医療的ケアに従事する非常勤看護師を令和4年度は9名増員した。 医療的ケアの必要な児童・生徒の通学を支援するため、児童・生徒の実態に応じてスクールバスに学校の看護師が同乗、または、福祉車両等に訪問看護ステーション等の看護師が同乗する取組を実施した。福祉車両等を活用した通学支援については、県内5地区10校をモデル校として試行した。 「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」により、公立小・中学校の看護師への医療的ケアに関する研修を実施し、市町村教育委員会による小・中学校への適切な医療的ケアの体制整備を支援した。 																		
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高度化・複雑化した医療的ケアに対応するため、看護師の確保が課題である。 医療的ケア児の通学支援において、地区によっては福祉車両や看護師の手配が難しいなどの課題がある。 																		
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 看護師の人材確保について、引き続き、県ホームページ・SNS等を利用した募集を行っていく。 医療的ケア児の通学支援について、関係機関と更に連携することで事業者の確保に努めるとともに、福祉車両等の対象校を、県内17校に拡大して実施する。 																		



取組3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援

実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 各学校では「キャリア教育実践プログラム」に基づき、生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進めるインターンシップや講演会を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県庁でのインターンシップについては、配慮が必要な生徒のインターンシップを受け入れられる事業所等を充実させ、希望するすべての生徒が就労体験できるようにすることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県庁でのインターンシップについては、配慮が必要な生徒の積極的な受入れについて協力要請するなど、生徒の就労支援の充実を図っていく。

3 「外国につながる児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながる児童・生徒¹⁶」への更なる指導・支援の充実

取組1 「外国につながる児童・生徒」への支援体制の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校の国際教室に担当教員を加配し、政令市を除く公立小学校88校、中学校41校に配置した。 (公財) かながわ国際交流財団との共催で、県内NPO団体等と市町村教育委員会担当指導主事による「関係機関連絡会」を開催し、先進的な取組等について情報共有や協議を実施した。また、各地区で支援の中核となる国際教室担当教員を養成するための集中的な研修を実施した。 「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業として、NPO法人ABCジャパンと共に、フリースクール等の運営、教育フェアの開催、及び多言語版小・中学校向け各種ガイドブックについて、連絡協議会等で周知を行った。 外国籍の子どもの在留資格等について理解を深めるために、神奈川県行政書士会が作成した資料を活用し、スクールソーシャルワーカー連絡会等において周知を図るとともに、行政書士を講師に招き、研修会を行った。 JICA横浜と連携し、インクルーシブな学校・地域づくりの実現に向け、外国につながる児童・生徒へのより効果的な支援策について、愛川町と共に開発・普及を図る地域プロジェクトを継続して実施した。 国の補助事業を活用し、市町村教育委員会の取組に対して、経費の一部を補助した。(厚木市、愛川町、藤沢市、秦野市)
課題	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながる児童・生徒が増加する中、国際教室担当教員の配置の在り方や、日本語指導・母語通訳、特別の教育課程の効果的な実施等についての更なる検討が課題である。 外国籍の子どもの不就学問題について、引き続き、全市町村教育委員会と共に

¹⁶ 外国につながる児童・生徒

「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

	対応方法等を共有し、検討していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会担当指導主事や国際教室担当教員を対象とする研修における対象者を拡大するなどして、一層充実させていく。また、市町村教育委員会や学校の取組を実態把握し、引き続き、より効果的な取組について情報共有を図っていく。 愛川町教育委員会及び学校と共に、開発・普及を図る地域プロジェクトを今後も継続して実施し、グローバルな視点からのインクルーシブな学校づくりと、その実現に向けた地域における支援ネットワークのしくみを構築していく。 外国籍の子どもの就学促進について、各市町村教育委員会と情報共有や協議を継続して実施していく。
取組2 多文化教育コーディネーター¹⁷ や学習支援員¹⁸ の派遣	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある生徒に対応するため、NPO等と連携して、多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員を、外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、継続的な学習や学校生活を支援した。 「プレスクール」による入学前からの支援、「高校生活支援」による在学中の支援充実、「週末地域日本語・学習支援」による学校外における地域ぐるみの支援の3つの柱の実現に向けて、令和2年度から、横浜北東・川崎地区の4校において日本語指導員を配置し、入学前から卒業までのトータルな支援を実施した。 生徒の指導上、保護者等との意思の疎通を図るために通訳を必要とする場合、通訳の派遣に係る費用を措置し、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるように支援した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 派遣回数増加や対象校の増加等により、各学校からの要望のすべてには対応できていないこと及び多文化教育コーディネーターの人材確保に課題がある。 日本語指導員、多文化教育コーディネーター、学習支援員との役割分担をしながらも、連携して支援を継続していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、外国につながるのある生徒の在籍状況などを精査し、対応が必要な学校の見直しを行うとともに、継続的な学習や学校生活を支援していく。
取組3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する県外・海外等からの志願者説明会及び各学校で行う学校説明会や入学予定者説明会において、通訳が必要な方に通訳者を派遣した。 NPOとの協働により、多言語版（10か国語）の「公立高校入学のためのガイドブック」を作成・配布するとともに、県内6か所で「高校進学ガイダンス」を開催した。 県ホームページに多言語版（10か国語）の「公立高校入学のためのガイドブック」を掲載し、周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない生徒の人数や言語の種類増加に対して、説明会等において必要とされるすべての言語の通訳を派遣することに課題がある。 「高校進学ガイダンス」の開催を、より多くの生徒や保護者に周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> NPO等との連携を深め、通訳派遣や多言語版の「公立高校入学のためのガイドブック」の更なる充実を図っていく。 日本語を母語としない生徒やその保護者のニーズに応える「高校進学ガイダンス」

17 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

18 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者。

	<p>の実施方法や内容について引き続き検討を深めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語を母語としない生徒の高校進学に関する多言語版の情報について、引き続き、県ホームページで周知を図っていく。
--	--

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 一人ひとりが共生社会の一員としての意識を持ち、様々な問題解決に繋がる行動を可能にしていくために導き出した各課題はこれまでの取組に対して適確であり今後も継続的な取組が求められる。中柱1, 2, 3は互いに相関しそれらの対策はきめ細かく網羅されておりこれまでの取組については成果も出ている。さらに、目標とされる共生社会の実現に向けては日々の学校教育現場を中心として家庭教育と地域での教育と協働して地道に一步一步丁寧に前進していくことが求められる。今後の方向性も正しく、具体的な方法や道筋も見えているので着実に実践していくことが期待される。

【中柱1-①について】

- 「いのちの授業」大賞は10年を迎え、応募作品が毎年増加している。取組が広がり評価できる。また記念誌が多くの市民の目に触れるよう取組んでほしい。

【中柱1-①、②について】

- 不登校、いじめ、暴力行為の認知件数は増加しており今後も粘り強く「いのちの授業」ハンドブックやワーク集等の活用と実践事例集を参考とした活動を各教科、道徳、総合的な探究の時間等で充実させていくことを期待する。また、児童・生徒一人ひとりの自己肯定感や問題解決力の育成に向けてソーシャル・スキル・エデュケーションの導入についても検討されたい。

【中柱1-②、③について】

- 「元気な学校ネットワーク」やスクールカウンセラーの取組は評価できるが、いじめや暴力、不登校の件数が増加している。例えば、保護者を含め生徒、児童からの聞き取りなど、取組による効果の検証が必要である。また夜間中学は不登校の生徒の受け皿にもなりえるので、市町村教育委員会と連携し、県内全域への広がりを期待したい。

【中柱2-①について】

- インクルーシブ教育における実践推進校の取組は、生徒だけでなくその保護者も安心することができ評価できる。またインクルーシブ教育の普及においては「みんなの教室」は有効だと思われる。ただ低年齢からの取組が必要なので、市町村教育委員会の理解を得て、小学校での実践校を増やしてほしい。

【中柱2-②について】

- 特別支援学校の生徒の就労支援の取組において就労先の企業、事業所数を増やしていることは評価できる。検定の実施も有効で就労先へのPRを促進し、ぜひ受験者数を増やして、就労につなげてほしい。また医療ケアにおいては看護師や通学支援車両の確保など課題は多いが、必要な支援なので推進してほしい。

【中柱3-①について】

- 外国につながるの児童・生徒の生活実態を把握したうえで、教育コーディネーターや支援員と学校、家庭の連携が大切である。プレスクールなどの取組を広げて円滑な学校生活を送れるようにしてほしい。またNPOやJICA横浜との連携した取組は評価できる。こうした取組をさらに充実させてほしい。